

吉告第87号

吉見農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次のとおり縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に町にこれを申し出ることができる。

令和7年5月12日

吉見町長 神 田 隆



- 1 吉見農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間
自 令和7年5月12日
至 令和7年6月10日
- 2 吉見農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所
吉見町役場 産業振興課 吉見町大字下細谷411番地
- 3 意見書、異議申出書の提出先
吉見町役場 産業振興課 吉見町大字下細谷411番地